

資 料 目 次

資料 1	山形県立米沢栄養大学地域連携・研究推進活動一覧
資料 2	大学院設置に関するアンケート調査【進学意向調査結果（米沢栄養大学在学生）の概要】
資料 3	全国の管理栄養士養成施設（大学）及び大学院の設置状況
資料 4	教育課程の概念図
資料 5	基礎となる学部の科目と大学院の科目との関連図
資料 6	山形県公立大学法人職員就業規則
資料 7	山形県立米沢栄養大学大学院履修モデル一覧
資料 8	山形県立米沢栄養大学大学院修了までのスケジュール
資料 9	大学院生室及び大学院生専用講義室レイアウト図
資料 10	山形県立米沢栄養大学大学院時間割表
資料 11	購読雑誌等一覧
資料 12	専任教員学部・大学院時間割表

山形県立米沢栄養大学地域連携・研究推進活動一覧

【地域連携事業】

本学が持つ知的資源の地域への還元と研究水準の向上を目的とし、地域に密着した健康づくり活動や栄養指導、各種研究・開発事業等を組織的に展開している。

番号	事業名	連携機関	実施年度
1	山形県減塩食育プロジェクト事業（適塩弁当の考案、健康プログラムの開発）	山形県健康福祉部	平成26年度～ 継続実施中
2	山形県立病院栄養管理部門との連携事業（人材の育成・資質向上に向けた各種取組み）	山形県病院事業局、各山形県立病院	平成26年度～ 継続実施中
3	米沢牛レシピを用いた料理のレシピ考案及びレシピ集パンフレットの作成事業	置賜農業振興協議会	平成26年度
4	元気な在宅高齢者健康増進支援事業（高齢者の食生活実態調査への助言）	山形県置賜保健所	平成26年度～ 継続実施中
5	地域課題解決実践活動モデル事業（寒河江市の食材を活用したなべ料理の考案）	寒河江市	平成26年度
6	いきいき高齢者元気アッププロジェクト（介護予防体操の地域への普及）	鶴岡市	平成26年度～ 平成27年度
7	第1回日本栄養改善学会東北支部学術総会開催運営事業	日本栄養改善学会東北支部会	平成26年度
8	食と健康をテーマにした公開講座の共同開催事業	全国健康保険協会山形支部、日本栄養改善学会東北支部会	平成26年度
9	やまがた教育の日推進シンポジウムの共同開催事業（食育をテーマにした公開講座の共催）	山形県教育委員会	平成26年度
10	やまがた健康フェアへの参画事業（ブース出展による栄養バランス診断の実施）	山形県健康福祉部、山形新聞社	平成26年度～ 継続実施中
11	米沢商工会議所食料品部会・米沢総合卸売センターとの連携事業	米沢商工会議所食料品部会	平成26年度～ 継続実施中
12	米沢いただきます研究会との連携事業（新食品開発への協力）	米沢市、山形大学工学部、米沢商工会議所、米沢新産業創出協議会	平成26年度～ 継続実施中
13	米沢伍麺会との連携事業（減塩スープ開発の検討）	協同組合米沢伍麺会	平成26年度
14	ビジネスマッチ東北出展商品への菓子レシピ提案事業	米沢信用金庫、山形大学国際事業化研究センター	平成26年度～ 平成27年度
15	韃靼そばを活かした地域づくり事業（韃靼そばの食材、飼料としての可能性の検討）	飯豊町	平成26年度～ 継続実施中

番号	事業名	連携機関	実施年度
16	山形県立保健医療大学との連携事業（公開講座の共催、教員の資質向上に向けた取組みの実施）	山形県立保健医療大学	平成26年度～ 継続実施中
17	小国町産天然山菜のブランド化及び差別化食品開発事業	山和建設(株)、荘内銀行	平成26年度
18	健康づくりリーダー支援事業（地域の高齢者を対象とした健康づくりのあり方の検討）	山形県老人クラブ連合会、 米沢市老人クラブ連合会	平成26年度
19	J A広報誌料理コーナーでのレシピ紹介事業	J A山形おきたま	平成26年度～ 継続実施中
20	米沢市畜産共進会研修会での創作料理提案事業	米沢市、米沢市畜産共進会	平成26年度
21	「すいかの食感・香りを活かす新しい加工技術の開発」に関する連携事業	山形県農業総合研究センター	平成27年度～ 継続実施中
22	小国町小玉川地区における地域づくりに向けた新たな食の提案事業	小玉川地区自然教育圏整備 促進協議会	平成27年度
23	「食用花の食感の研究」に関する連携事業	山形県工業技術センター	平成27年度～ 継続実施中
24	県民健康・栄養調査に関する検討事業	山形県健康福祉部	平成27年度～ 継続実施中
25	地域資源を活用した観光地魅力創造事業への協力	置賜総合支庁観光振興室	平成27年度～ 継続実施中
26	川西町産の食材を用いたメニュー開発事業	川西町産業振興課	平成27年度
27	イオン実施イベントとの連携による栄養バランス診断事業	イオンリテール(株)、山形県 健康福祉部、山形県栄養士 会	平成28年度
28	ドライフーズレシピコンテスト2016の共同開催事業	山形大学工学部、米沢信用 金庫	平成28年度
29	RIKEJO-KOJO講座との連携事業（理系女子高校生 の研究室訪問受入れ等）	米沢興譲館高校	平成28年度～ 継続実施中

【共同研究事業】

栄養及び健康についての地域貢献に資するとともに研究機能の強化を図るため、
本学教員が研究代表者となり、外部機関との共同による研究を実施している。

年度	番号	研究課題名	研究代表者
平成 26年度	1	脳性麻痺者の栄養状態に関する検討	教授 大和田 浩子
	2	地域コミュニティーを活用した食教育プログラムの開発	助手 小川 静香
	3	高校生のための食育推進事業	教授 笠原 賀子
	4	「山形県立米沢栄養大学と県立病院栄養管理部門の連携」による 管理栄養士養成施設学生の教育効果について	准教授 寒河江 豊昭
平成 27年度	1	環境因子による骨の地域差の検討	准教授 大益 史弘
	2	「山形県立米沢栄養大学と県立病院栄養管理部門の連携」による 管理栄養士養成施設学生の教育効果について	准教授 寒河江 豊昭
	3	減塩ソーセージの開発と学校給食への導入	講師 山口 光枝
	4	脳性麻痺者の栄養状態に関する横断的検討	教授 大和田 浩子
	5	酸化チタンプレートを用いて調理した揚げ物の品質評価	助教 江口 智美
	6	高校生のための食育推進事業	教授 笠原 賀子
	7	地域コミュニティーを活用した食教育プログラムの開発	准教授 加藤 守匡
平成 28年度	1	「山形県立米沢栄養大学と県立病院栄養管理部門の連携」による病院 栄養管理業務の効果検証に向けての連携NST効果検証	准教授 寒河江 豊昭
	2	高校生のための食育推進事業	教授 笠原 賀子
	3	環境因子による骨の地域差の横断・縦断調査	准教授 大益 史弘
	4	SATシステムを利用した高校生への食育の実践	講師 山口 光枝
	5	食用菊モッテノホカ成分であるルテオリンの摂取と運動による抗 うつ作用	准教授 加藤 守匡
	6	脳性麻痺者の栄養状態に関する横断的検討	教授 大和田 浩子
	7	酸化チタンプレートを用いて調理した揚げ物の品質評価	助教 江口 智美

【受託研究事業】

本学教員の研究テーマに基づき、企業等からの依頼を受けて研究を実施し、その成果を報告している。

年度	番号	研究題目	委託者	研究者
平成 26年度	1	ハイオレイックピーナッツ胚芽の高付加価値化と商品開発	株式会社でん六	准教授 加藤 守匡
平成 27年度	1	米沢らーめん減塩醤油スープの開発	協同組合米沢伍麺会	准教授 金光 秀子
	2	ハイオレイックピーナッツ胚芽の高付加価値化と食品開発	株式会社でん六	准教授 加藤 守匡
	3	糖質制限ハンバーグ摂取が心身に及ぼす影響	株式会社サカタフーズ	准教授 加藤 守匡
	4	「ロコトレナー」による下肢筋力増・歩行改善の研究	株式会社ソーアップ	准教授 加藤 守匡
	5	アルファ化米粉の消化速度の検討	株式会社セイシン企業	助教 江口 智美
平成 28年度	1	”米沢らーめん”による減塩活動への取り組み	米沢らーめんから始める 元気なまちづくりの会	准教授 金光 秀子
	2	ピーナッツ摂取による運動機能への検討	株式会社でん六	准教授 加藤 守匡

「山形県立米沢栄養大学大学院」の設置に関するアンケート調査 【進学意向調査結果（米沢栄養大学在学学生）の概要】

1 調査概要

（１）調査主体

山形県公立大学法人

（２）調査目的

「山形県立米沢栄養大学大学院」の設置に向けて、栄養大の在学学生を対象に、本大学大学院への進学意向を把握することを目的とする。

（３）主要調査項目

- 山形県立米沢栄養大学大学院への現在の進学希望
- 山形県立米沢栄養大学大学院への進学理由
- 山形県立米沢栄養大学大学院への将来的な進学希望

（４）調査対象

山形県立米沢栄養大学健康栄養学部健康栄養学科の全在学学生（１～３年生、１３０名）

（５）調査実施時期

平成 28 年 10 月

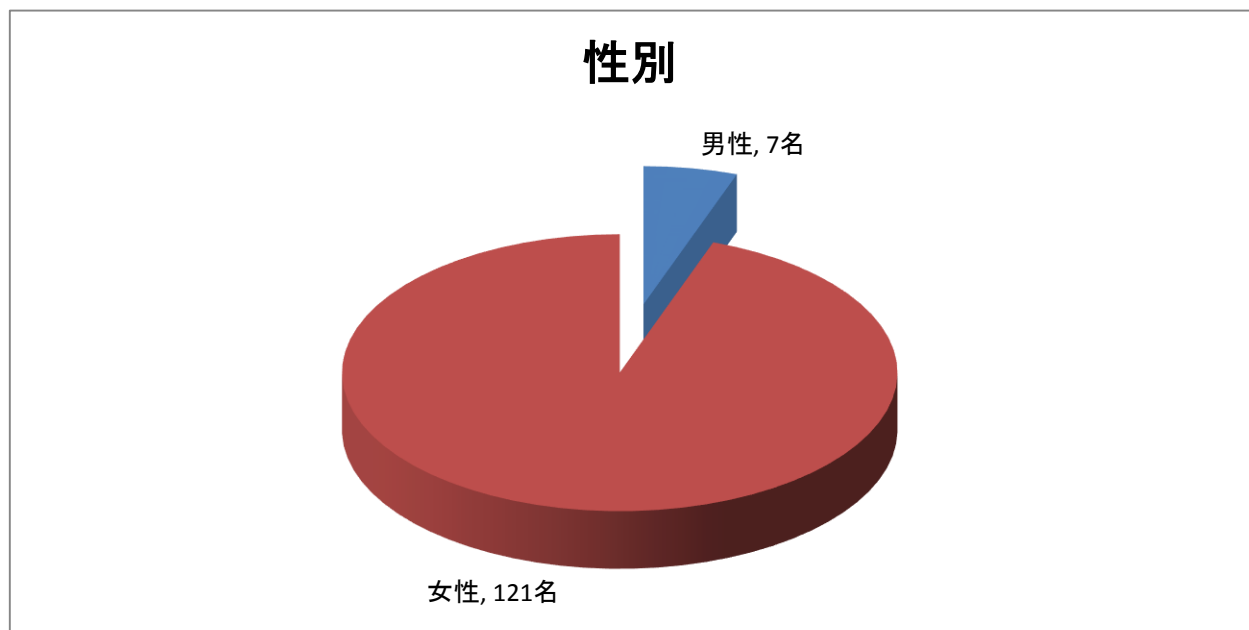
（６）回答状況

128 名（回答率：98.5%）

2 調査結果

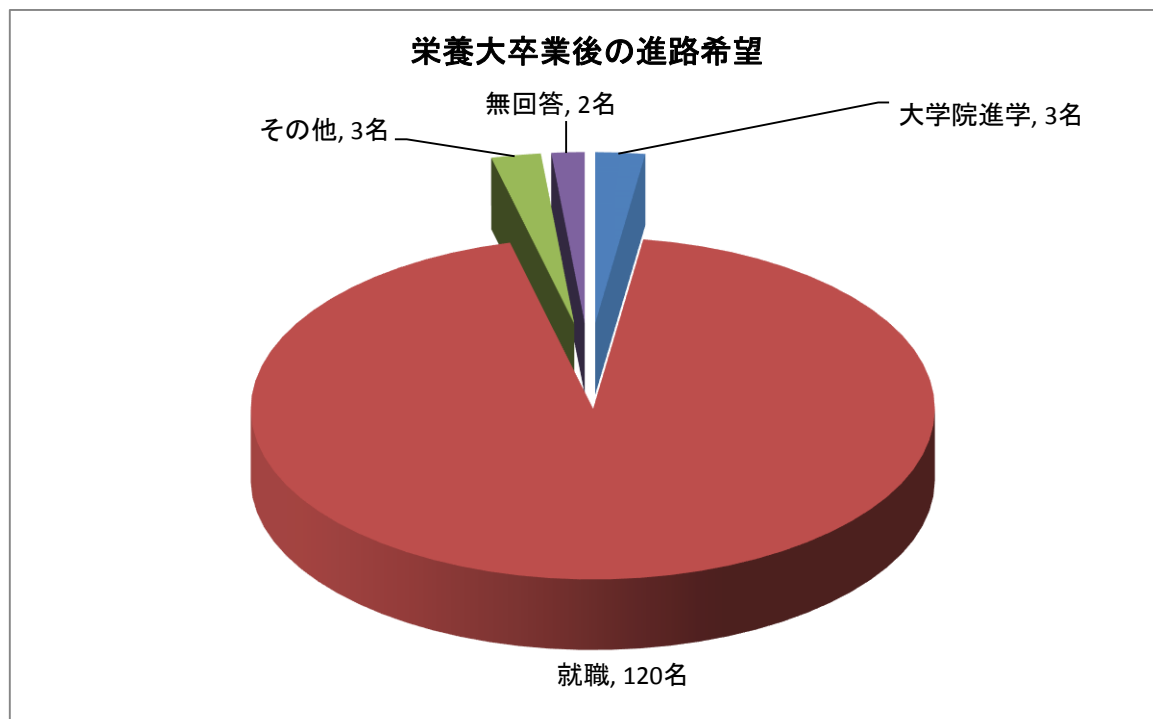
（１）性別

回答のあった在学学生の性別は、以下のとおり。



（２）栄養大卒業後の進路

栄養大卒業後の進路は、「大学院進学」が３名、「就職」が１２０名。「大学院進学」と回答した３名の学年内訳は、３年生が１名、２年生が２名。



（３）大学院進学の原因

大学院進学の原因について、「更に高度な知識・技術を身に付けたいから」が３名とも１位。「研究に取組み、専門性を深めたいから」、「就職に有利になるから」及び「学位（修士号）が欲しいから」が各１名で２位。

「大学院進学」と回答した者のみ対象の設問。優先度の高い順に３つまで回答。

	1位	2位	3位
現場で指導的役割を担いたいから			
研究に取組み、専門性を深めたいから		1 名	1 名
更に高度な知識・技術を身に付けたいから	3 名		
就職に有利になるから		1 名	
研究機関などで研究職に就きたいから			1 名
大学等の教員になりたいから			
学位（修士号）が欲しいから		1 名	
周囲から勧められているから			
その他			1 名
計	3 名	3 名	3 名

(4) 大学院に進学するうえで、重視すること

大学院に進学するうえで、重視することについて、「研究・指導の内容」が3名、「就職支援」、「学費（入学金・授業料）」及び「施設・環境」が各1名。

「大学院進学」と回答した者のみ対象の設問。2つまで回答。

	人 数
研究・指導の内容	3 名
就職支援	1 名
学費（入学金・授業料）	1 名
奨学金制度	－
施設・環境	1 名
その他	－
無回答	－

(5) 山形県立米沢栄養大学大学院への進学希望

山形県立米沢栄養大学大学院への進学希望について、「進学を希望する」が1名。

「大学院進学」と回答した者のみ対象の設問。

	人 数
進学を希望する	1 名
進学を希望しない	2 名
その他	－
無回答	－

(6) 将来社会人を対象とした大学院への進学希望

将来社会人を対象とした大学院への進学希望について、「進学を希望する」、「機会があれば希望する」、「就職後、必要性を感じた場合は希望する」及び「仕事と勉学の両立ができれば希望する」と回答した学生の合計は、73 名（59.4%）。

	人数	割合
進学を希望する	2 名	1.6%
機会があれば希望する	12 名	9.8%
就職後、必要性を感じた場合は希望する	45 名	36.6%
仕事と勉学の両立ができれば希望する	14 名	11.4%
進学は希望しない	49 名	39.8%
その他	1 名	0.8%
無回答	－	－
計	123 名	100%

全国の管理栄養士養成施設(大学)及び大学院の設置状況

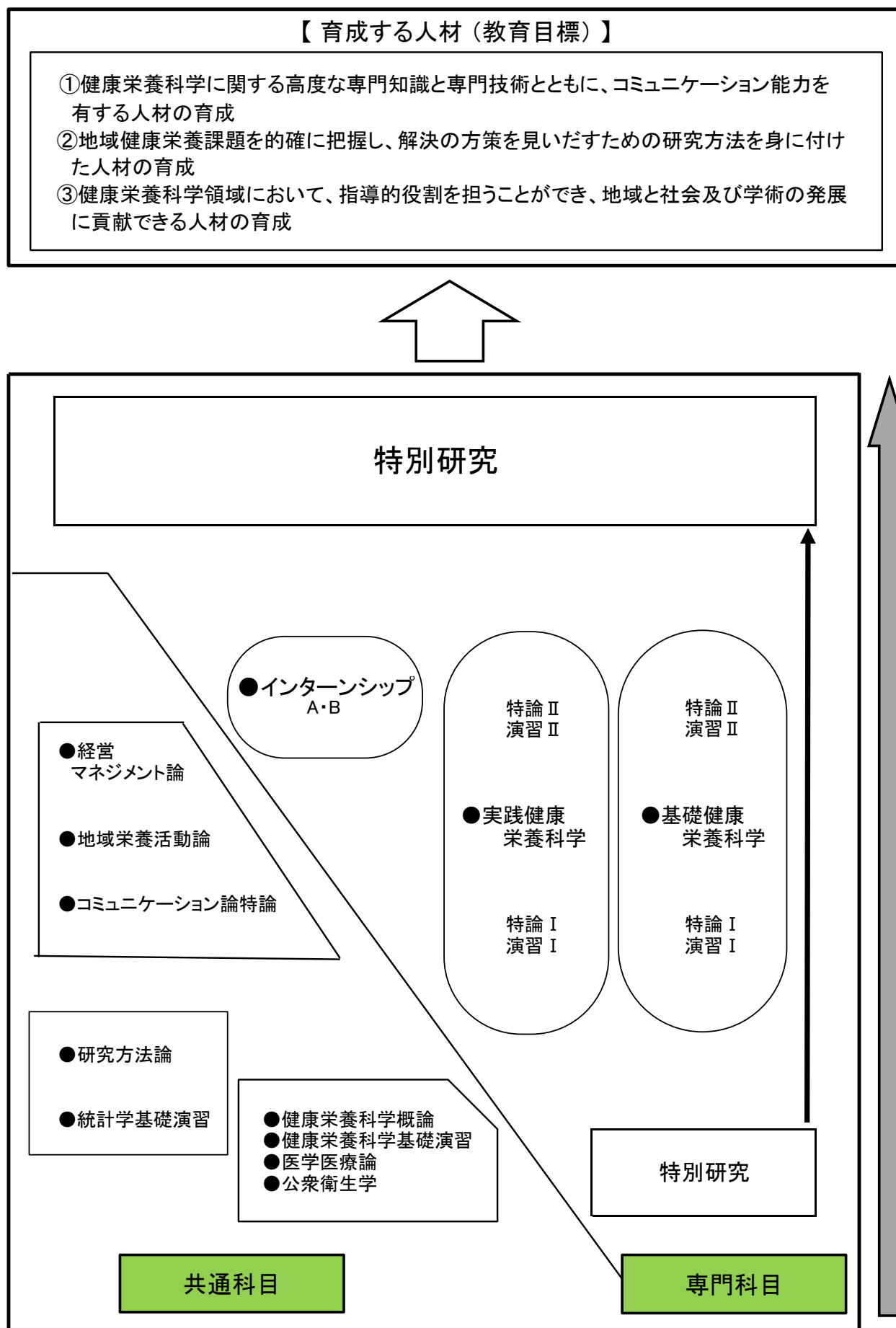
平成28年4月1日現在

地域 都道府県	大学数	大学院数	課程	
			修士課程	博士課程
北海道	5 (1)	4 (0)	4 (0)	2 (0)
北海道	5 (1)	4 (0)	4 (0)	2 (0)
東北	9 (2)	3 (1)	3 (1)	1 (1)
青森	2 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
岩手	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
山形	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
宮城	4 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)
福島	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
関東・甲州	21 (2)	12 (1)	12 (1)	8 (0)
茨城	3 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
群馬	3 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)
埼玉	4 (0)	4 (0)	4 (0)	3 (0)
千葉	4 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
神奈川	6 (1)	3 (1)	3 (1)	2 (0)
山梨	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
東京	13 (1)	11 (1)	11 (1)	9 (1)
東京	13 (1)	11 (1)	11 (1)	9 (1)
北信越・東海	22 (2)	13 (1)	13 (1)	8 (1)
新潟	2 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
石川	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
福井	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
静岡	2 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
長野	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
愛知	12 (0)	8 (0)	8 (0)	5 (0)
岐阜	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
三重	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
近畿	29 (6)	15 (6)	15 (6)	12 (6)
滋賀	2 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
大阪	10 (2)	4 (2)	4 (2)	2 (2)
京都	5 (1)	3 (1)	3 (1)	2 (1)
奈良	4 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)
兵庫	8 (1)	5 (1)	5 (1)	5 (1)
中国・四国	20 (5)	15 (5)	15 (5)	8 (4)
岡山	7 (1)	5 (1)	5 (1)	2 (1)
広島	7 (1)	4 (1)	4 (1)	1 (0)
山口	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)
徳島	3 (1)	3 (1)	3 (1)	2 (1)
高知	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
九州・沖縄	14 (3)	9 (3)	9 (3)	3 (2)
福岡	5 (1)	3 (1)	3 (1)	1 (0)
佐賀	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
長崎	3 (1)	2 (1)	2 (1)	1 (1)
熊本	2 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
大分	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
宮崎	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
鹿児島	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	133 (22)	82 (18)	82 (18)	51 (15)

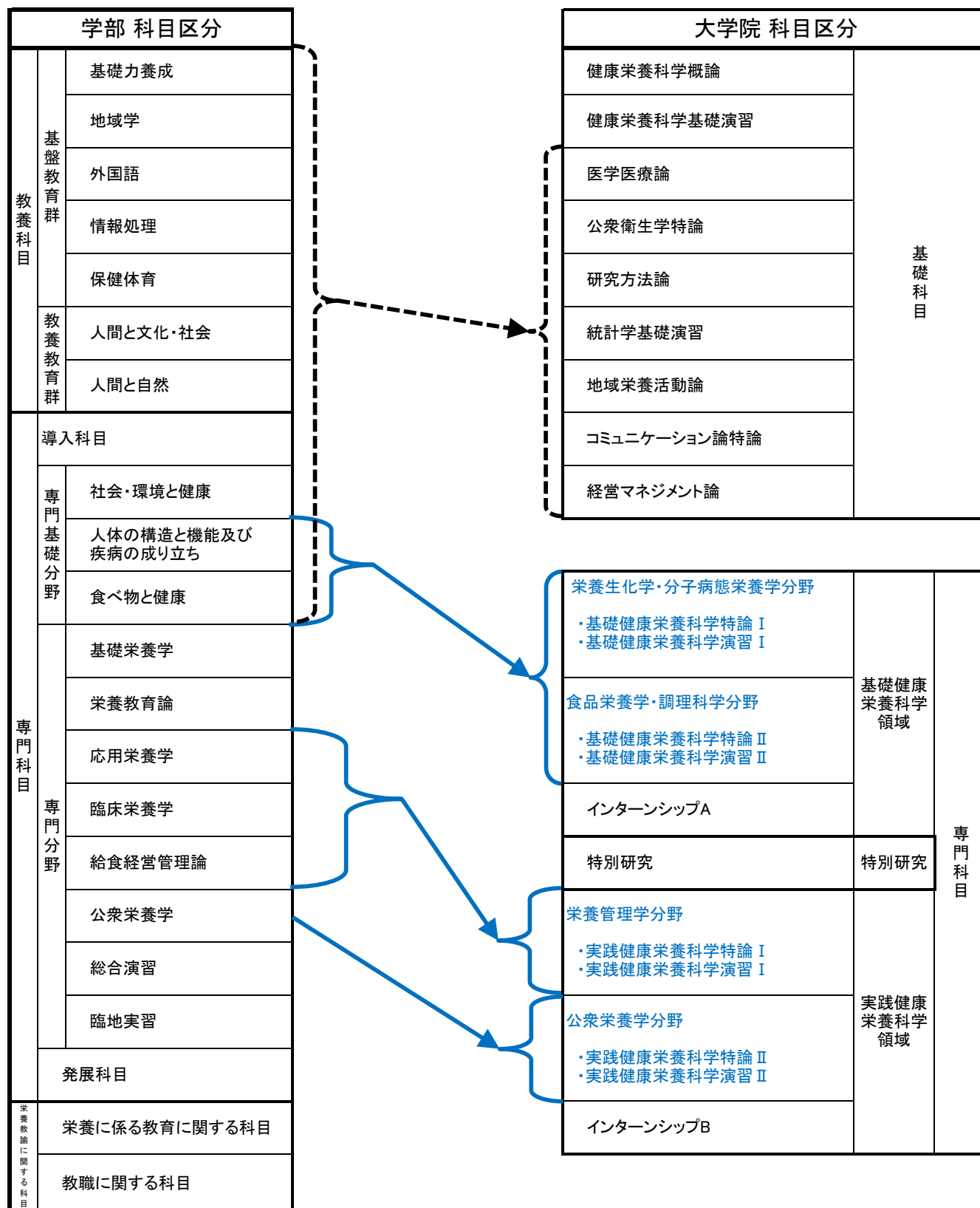
※資料出典：一般社団法人全国栄養士施設協会、各大学ホームページ

()はうち公立数

教育課程の概念図



基礎となる学部の科目と大学院の科目との関連図



山形県公立大学法人職員就業規則

平成21年4月1日規則第2号
 改正 平成25年10月1日規則第3号
 改正 平成26年4月1日規則第2号
 改正 平成26年4月1日規則第5号
 改正 平成29年3月16日規則第2号

目次

第1章	総則（第1条－第5条）
第2章	任用
第1節	採用（第6条－第11条）
第2節	評価（第12条）
第3節	昇任及び降任（第13条－第14条）
第4節	異動（第15条）
第5節	休職及び復職（第16条－第18条）
第6節	退職（第19条－第22条）
第7節	解雇（第23条－第25条）
第8節	退職証明書等（第26条－第27条）
第3章	給与（第28条）
第4章	服務（第29条－第34条）
第5章	勤務時間、休日及び休暇等（第35条－第36条）
第6章	研修（第37条）
第7章	賞罰
第1節	表彰（第38条）
第2節	懲戒（第39条－第42条）
第3節	損害賠償（第43条）
第8章	安全及び衛生（第44条－第47条）
第9章	出張等（第48条－第49条）
第10章	福利・厚生（第50条－第51条）
第11章	災害補償（第52条）
第12章	退職手当（第53条）
第13章	職務発明（第54条）
	附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、山形県公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

2 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、地方独立行

政法人法（平成15年法律第118号）及びその他の関係法令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則で、「職員」とは、理事長が法人の職員として雇用した者をいう。

2 この規則で、「教員」とは、前項の職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

（適用範囲）

第3条 この規則は、前条第1項に規定する職員に適用する。

2 山形県公立大学法人教員の任期に関する規程（平成21年規程第20号）で定めるところにより任期を付して雇用する職員（以下「任期制職員」という。）については、当該規程で定めるもののほか、この規則を適用する。

3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により、山形県から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に関し法人と山形県との間で締結される派遣の取決めに定められた事項については、第1項の規定にかかわらず、その取決めに由る。

4 非常勤の職員及び期間を定めて雇用される職員（任期制職員その他別に定める職員を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、山形県公立大学法人非常勤職員等就業規則（平成21年規則第3号）で定める。

（権限の委任）

第4条 理事長は、この規則に規定する権限の一部を、別に指定する理事又は職員に委任することができる。

（規則の遵守）

第5条 法人及び職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

2 理事長は、この規則及びこの規則に附属する規程等について、職員に周知を図らなければならない。

3 職員は、この規則及びこの規則に附属する規程等の熟知に努めなければならない。また、この規則及びこの規則に附属する規程等を知らないことを理由として、その違反の責を免れることはできない。

第2章 任用

第1節 採用

（採用）

第6条 職員の採用は、選考又は競争試験による。

2 前項の選考及び競争試験に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（労働条件の明示）

第7条 理事長は、採用しようとする職員に対し、あらかじめ、この規則を提示するとともに、次の事項を記載した文書を交付する。

（1）労働契約の期間に関する事項

（2）就業場所及び従事する業務に関する事項

（3）始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇

に関する事項

(4) 給与に関する事項

(5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

（提出書類）

第8条 職員として採用される者は、次の書類を速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が必要ないと認めた場合は一部を省略することができる。

(1) 誓約書

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書

(4) 住民票記載事項証明書

(5) 健康診断書（3月以内のもの）

(6) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、職員は、所定の書類により、その都度速やかに届け出なければならない。

（赴任）

第9条 採用された職員は、すみやかに着任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等やむを得ない事情があり、理事長の承認を得た場合は、理事長が指定する日までに着任するものとする。

（職員の配置）

第10条 職員の配置は、法人の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

（試用期間）

第11条 新たに職員として採用された者については、採用の日から6月の試用期間を設ける。ただし、理事長が必要と認める場合は、この期間を短縮し又は免除することができる。

2 理事長は、必要と認める時は、前項の試用期間をさらに6月を限度として延長することができる。

3 理事長は、試用期間中の職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇し、又は試用期間満了時に本採用を拒否することができる。

(1) 勤務成績が不良なとき

(2) 心身の故障により業務遂行に支障があるとき

(3) その他職員として適格性を欠くとき

4 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 評 価

（勤務評定）

第12条 理事長は、職員の勤務成績について評定を実施する。

2 職員の勤務成績の評定に関し必要な事項は別に定める。

第3節 昇任及び降任

(昇任)

第13条 職員の昇任は、選考による。

2 前項の選考は、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行う。

(降任)

第14条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任させることができる。

(1) 勤務実績が不良な場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠く場合

2 前項に定めるもののほか、降任に関し必要な事項は、山形県公立大学法人職員の休職、降任等に関する規程（平成21年規程第21号。以下「職員休職等規程」という。）で定める。

第4節 異 動

(異動)

第15条 職員は、業務上の都合により配置換又は兼務（以下「異動」という。）を命ぜられることがある。

2 職員は、正当な理由がないときは、前項に基づく命令を拒否することができない。

第5節 休職及び復職

(休職)

第16条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職させることができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

(3) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合

(4) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、休職させることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 この規則に定めるもののほか、休職に関し必要な事項は、職員休職等規程で定める。

(休職の期間)

第17条 前条第1項各号（第2号を除く。）の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、必要に応じ、個々の場合について、理事長が定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第1項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

(復職)

第18条 理事長は、前条に規定する休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

第6節 退職

(退職)

第19条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日をもって退職する。

- (1) 退職を申し出たとき 理事長が退職日と認めた日
- (2) 定年に達したとき 定年に達した日以後最初の3月31日
- (3) 第16条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき 休職期間満了の日
- (4) 死亡したとき 死亡日
- (5) 任期の定めがあるとき 任期満了の日
- (6) 法人の理事長に就任したとき 理事長となった日の前日

(自己都合による退職手続)

第20条 職員が退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに文書をもって理事長に願い出て承認を得なければならない。ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 職員は、退職を願い出ても、退職するまでは従来職務に従事しなければならない。

(定年)

第21条 職員の定年は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

- (1) 教員(助手を除く。) 満65歳
- (2) 前号以外の職員 満60歳

(定年による退職の特例及び再雇用)

第22条 理事長は、第19条第2号の規定により退職すべきこととなる職員について、特に必要と認める場合は、前条第1号に規定する定年を超えて勤務させることができる。

2 理事長は、第19条第2項の規定により退職した職員(前条第1号の職員を除く。)について、再雇用を希望する者を満65歳まで再雇用する。ただし、次条に定める解雇事由等に該当する場合は、この限りではない。

3 前2項に定めるもののほか、定年による退職の特例及び再雇用に関し必要な事項は、山形県公立大学法人職員再雇用等規程(平成21年規程第22号)で定める。

第7節 解雇

(解雇)

第23条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したとき

2 理事長は、前項第2号の規定にかかわらず、禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が職務遂行中のものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者について、

情状を考慮して特に必要と認める場合は、解雇しないものとするができる。ただし、解雇しないものとされた職員がその刑の猶予の言渡しを取り消されたときは、その取り消しの日に解雇する。

3 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく不良であるとき
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 前2号に該当する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき
- (4) 組織の改廃により廃職又は過員が生じた場合において、配置転換その他の措置が困難で、解雇の回避のための努力を尽くしたにもかかわらず法人の経営上解雇がやむを得ないとき

4 この規則に定めるもののほか、解雇に関し必要な事項は、職員休職等規程で定める。

(解雇制限)

第24条 次の各号のいずれかに該当する期間は、前条の規定にかかわらず、解雇しない。ただし、療養開始後3年を経過した日において、地方公務員災害補償法（昭和42年8月1日法律第121号。以下「地公災法」という。）に基づく傷病補償年金を受けている場合若しくは同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となり、その事由について行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業をする期間及びその後30日間
- (2) 労基法第65条に定める産前産後の休業をする期間及びその後30日間

(解雇予告)

第25条 第23条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をし、又は労基法に定める平均賃金（以下「平均賃金」という。）の30日分を支払わなければならない。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮する。

2 前項の規定は、試用期間中の職員（採用後14日を超えて引き続き雇用されたものを除く。）を解雇する場合又は労基法第20条第1項ただし書後段に規定する事由に係る行政官庁の認定を受けた場合には、適用しない。

第8節 退職証明書等

(退職証明書の交付)

第26条 法人を退職し又は解雇された者から次の事項の全部又は一部について証明書の交付の請求があった場合は、遅滞なくこれを交付する。第25条第1項の規定により解雇の予告をされた者から、解雇の予告の日から解雇の日までの間において請求があった場合も、同様とする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) 業務の地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由（解雇の場合はその理由）

(退職後の責務)

第27条 職員が退職し又は解雇された場合は、法人から借用している物品をすみやかに返還しなければならない。

2 退職し又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 退職し又は解雇された者は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、理事長の許可を受けなければならない。

第3章 給 与

(給与)

第28条 職員の給与については、山形県公立大学法人職員給与規程(平成21年規程第23号)で定める。

第4章 服 務

(誠実義務及び職務専念義務)

第29条 職員は、法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、職務の遂行に専念しなければならない。

2 職務専念義務の免除、その他この章に定めるもののほか職員の服務については、山形県公立大学法人職員服務規程(平成21年規程第24号)で定める。

(法令等及び上司の命令に従う義務)

第30条 職員は、法令及び法人の諸規程を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 上司は、指揮命令を受ける職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先して職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第31条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 法人の名誉及び信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をすること

(2) 職務上知り得た秘密を他に漏らすこと

(3) 職務及び地位を私的利益のために用いること

(4) 法人の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で、法人の秩序又は規律を乱す行為をすること

(5) 法人の許可を受けずに、学内で業務の正常な運営を妨げる集会、演説、文書又は図画の配布又は掲示その他これに準ずる行為を行うこと

(6) 法人の許可を受けずに、学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行うこと

2 法令に基づく証人又は鑑定人等として前項第2号の秘密に関する事項を発表する場合には、法人の許可を受けなければならない。

(兼業)

第32条 職員の兼業については、山形県公立大学法人職員兼業規程（平成21年規程第25号）で定める。

（ハラスメントの防止）

第33条 職員は、ハラスメントを行ってはならず、その防止に努めなければならない。

2 ハラスメントの防止については、山形県公立大学法人ハラスメントの防止等に関する規程（平成21年規程第26号）で定める。

（倫理）

第34条 職員は、職務の倫理の保持に努めなければならない。

2 職員の倫理については、山形県公立大学法人職員倫理規程（平成21年規程第27号）で定める。

第5章 勤務時間、休日及び休暇等

（勤務時間、休日及び休暇等）

第35条 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、山形県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成21年規程第28号）で定める。

（育児・介護休業等）

第36条 職員のうち、3歳に満たない子の養育又は家族の介護を必要とする者は、法人に申し出て、育児休業又は介護休業をし、又は勤務時間の短縮その他必要な措置を受けることができる。

2 前項の育児休業、介護休業及び勤務時間の短縮その他必要な措置については、山形県公立大学法人職員育児休業、介護休業等に関する規程（平成21年規程第29号）で定める。

第6章 研 修

（研修）

第37条 理事長は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修機会の提供に努める。

2 職員は、前項の研修を命じられた場合には、これを受けなければならない。

3 職員の研修については、山形県公立大学法人職員研修規程（平成21年規程第30号）で定める。

第7章 賞 罰

第1節 表 彰

（表彰）

第38条 職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、表彰する。

（1）大学の名誉となり、又は職員の模範となる行為を行ったとき

（2）その他理事長が必要と認めるとき

2 職員の表彰については、山形県公立大学法人職員表彰規程（平成21年規程第31号）で定める。

第2節 懲戒

(懲戒)

第39条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由がなく無断欠勤をし、出勤の督促をしてもなおこれに応じない場合
- (2) 正当な理由がなく欠勤、遅刻を繰り返すなど勤務を怠り、業務に支障を及ぼした場合
- (3) 故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (5) 法人の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
- (6) 素行不良で法人の秩序又は風紀を乱した場合
- (7) 重大な経歴詐称をした場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法令及び法人規程に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合

2 理事長は、管理監督者の管理監督下にある職員に前項の懲戒に該当する行為があった場合は、当該職員の管理監督者をその監督責任により懲戒に処することができる。

(懲戒の種類)

第40条 懲戒は、次に掲げる区分に応じて行う。

- (1) 戒告 文書をもって、その責任を確認し、将来を戒める。
- (2) 減給 1日以上1年以下の期間を定め、1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の半額を超えず、かつ、総額が1給与支払期における給与の総額の10分の1を超えない額を上限として給与を減額する。
- (3) 停職 1日以上1年以下の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 懲戒解雇 予告期間を設けなくて、即時に解雇する。

(懲戒の手續等)

第41条 前2条に定めるもののほか、職員の懲戒については、山形県公立大学法人職員懲戒手続規程(平成21年規程第32号)で定める。

(訓告等)

第42条 理事長は、第41条に規定するもののほか、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、文書又は口頭により、嚴重注意又は訓告を行うことができる。

第3節 損害賠償

(損害賠償)

第43条 職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

第8章 安全及び衛生

(安全衛生の確保)

第44条 理事長は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令に基づ

き、職員の健康増進と安全衛生の確保のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 職員は、安全衛生の確保について、関係法令ほか、上司の指示を守るとともに、法人が行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

(非常時の措置)

第45条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はそのおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに、直ちに上司その他関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努めなければならない。

(健康診断)

第46条 職員は、法人が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

- 2 理事長は、前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、職員に就業の禁止、勤務時間の制限等の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 職員は、正当な理由なしに、前項の措置を拒んではならない。

(安全衛生に関する事項)

第47条 この章に定めるもののほか、職員の安全衛生については、山形県公立大学法人職員安全衛生管理規程(平成21年規程第33号)で定める。

第9章 出張等

(出張)

第48条 業務上必要がある場合は、職員に出張を命ずることができる。

- 2 出張を命じられた職員は、出張を終えたときには、速やかに報告しなければならない。

(旅費)

第49条 職員に対して支給する旅費については、山形県公立大学法人職員旅費規程(平成21年規程第34号)で定める。

第10章 福利・厚生

(宿舎)

第50条 職員の宿舎の利用については、山形県公立大学法人職員宿舎管理規程(平成21年規程第35号)で定める。

(共済)

第51条 職員の共済については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の定めるところによる。

第11章 災害補償

(業務災害及び通勤災害)

第52条 職員の業務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)及び通勤による災害については、地公災法の定めるところによる。

第12章 退職手当

(退職手当)

第53条 職員の退職手当については、山形県公立大学法人職員退職手当規程（平成21年規程第36号）で定める。

第13章 職務発明

(職務発明)

第54条 職員が職務上行った発明等及びこれらに係る権利の取扱いについては、山形県公立大学法人職務発明等規程（平成21年規程第37号）で定める。

附 則（平成21年4月1日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日規則第3号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第2号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 理事長は、第21条第1号の規定にかかわらず、山形県立米沢栄養大学の開学に際し、満65歳を超えた者又は完成年度(平成29年度)以前に満65歳を超える者を教員として採用することができる。この場合の定年は、完成年度の末日におけるその者の満年齢とする。

附 則（平成26年4月1日規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日規則第2号）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 理事長は、第21条第1号の規定にかかわらず、山形県立米沢栄養大学大学院の設置準備のため、平成29年4月1日付で、満65歳を超えた者を教員として採用することができる。この場合の定年は平成31年度の満年齢とする。